

第 70 号

熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例  
熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「事業者は、」の次に「配慮書を作成しているときはその」を、「次に掲げる事項」の次に「（配慮書を作成していない場合においては、第4号から第6号までに掲げる事項を除く。）」を加える。

第50条に次の1項を加える。

- 2 第3章第1節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第22条の2第2項第4号の整備（同法第21条第7項に規定する県の基準に基づき定められた同条第5項第2号に規定する促進区域内において行うものに限る。）については、適用しない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。